

2022年4月22日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都労働組合連合会執行委員長
西川 晋 司

2022年 同性とパートナー関係にある職員に関する諸制度の改善要求書

LGBTの当事者を先頭に粘り強く取り組まれてきた、個人の尊厳を守り、全ての人々に平等を保障する社会の実現を求める運動によって、欧米を中心に性的指向や性自認を理由とした差別を禁止する法律の制定が進み、婚姻制度については、日本を除くG7の国で、同性婚の合法化や結婚に準じた権利を認める法律が成立しています。日本では、地方自治体において、多様な性のあり方を認めて、LGBTに対する不合理な差別をなくすための政策として、2015年の渋谷区と世田谷区から始まった同性パートナーシップ制度が広がっており、今年4月時点で207の自治体が制度を導入し、人口カバー率は51.8%となっています。

東京都では、昨年6月の都議会第2回定例会において、パートナーシップ制度の創設に関する請願が全会派一致で趣旨採択となり、その後、今年2月に「東京都パートナーシップ宣誓制度」の素案が公表され、パブリックコメントを実施した上で、今年秋に制度を創設するため、6月の第2回都議会定例会で条例改正を行うことが予定されています。

都労連は、2020年から「同性とパートナー関係にある職員に関する諸制度の改善要求書」を提出し、その実現を求めてきましたが、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の創設に遅れることなく、事実婚を含め異性のパートナーをもつ職員と同性とパートナー関係にある職員が性のあり方によって区別されないことがないよう、下記事項の実現を求めます。

記

1 給与制度の改善について

扶養手当・単身赴任手当・死亡退職手当の支給対象・支給要件となる配偶者について、異性のパートナーと同様に同性のパートナーを認めること

2 休暇制度の改善について

慶弔休暇、介護休暇、介護時間、子どもの看護休暇など、異性のパートナーをもつ職員に適用される特別休暇等について、同性のパートナーをもつ職員も同様に取得可能とすること

3 福利厚生制度の改善について

- (1) 職員住宅・職務住宅の入居要件について、異性のパートナーをもつ職員と同性のパートナーをもつ職員を同様に扱うこと
- (2) 共済組合及び人材支援事業団が認定する配偶者・扶養親族等について、同性のパートナーも含めることとし、手当金や祝金などの給付事業等の支給対象とするよう制度改善を共済組合と人材支援事業団に働きかけること